

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 5 日現在

機関番号：12601

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2016

課題番号：26780040

研究課題名(和文)悪性格・類似事実による立証の総合的検討

研究課題名(英文)Comprehensive Research on Bad Character and Similar Fact Evidence

研究代表者

成瀬 剛(Naruse, Go)

東京大学・大学院法学政治学研究科(法学部)・准教授

研究者番号：90466730

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、悪性格・類似事実の具体的な許容性基準を明らかにし、許容性審理のあり方を提案するとともに、これらの証拠を量刑事情としてのみ用いる場合の審理上の工夫について検討することである。これらの目的を達成するため、計5か国の比較法研究を行った。

結論は以下の通りである。悪性格・類似事実は、それを実質証拠として用いるか、補助証拠として用いるかを問わず、推認力が弊害を上回る場合に許容されるべきである。公判前整理手続において、当事者による推論過程及び経験則に関する主張を聞いたうえで、裁判官が採否を決する。これらの証拠を量刑事情としてのみ用いる場合には、罪体立証との明確な区別が求められる。

研究成果の概要(英文)：The goals of this research project is to elucidate the admissibility standards of bad character and similar fact evidence, to propose the procedure in which judge decide the admissibility and to suggest how to examine these evidences which are only for sentencing at trial. I examined the various attitudes toward these evidences in the common law countries (US, England, Canada, and Australia) and the civil law country (Germany).

The conclusions are as follows. These evidences should be allowed when probative value outweigh prejudice and misleading effect, whether these evidences are used for substantive purpose or for impeachment. In pretrial arrangement hearing, judge should decide the admissibility after prosecutor and defense lawyer discuss how the material fact can be inferred from these evidences based on rule of thumb. Judge have to distinguish the procedure for guilty and that for sentencing so that fact-finder will not misuse these evidences which are only for sentencing.

研究分野：社会科学

キーワード：悪性格立証 類似事実による立証 刑事証拠法 裁判員制度 余罪と量刑 被害者の性的経歴

1. 研究開始当初の背景

(1) 悪性格・類似事実による立証に関する議論は戦前から始まっており(例えば、大判大正7年5月24日刑録24輯15巻647頁参照)、その歴史は長い。戦後に入ってから、この問題に関するイギリス・アメリカ法の動向が紹介されることも増え(例えば、足立勝義「英米刑事訴訟法に於ける情況証拠」司法研究報告書5輯4号62頁など)、同種前科による詐欺の故意の立証が問題となった最高裁判例(最決昭和41年11月22日刑集20巻9号1035頁)についても、多数の検討が加えられてきた(例えば、『刑事訴訟法判例百選』の各版に掲載された判例評釈を参照)。

もっとも、近時の刑事手続における変化に鑑みたとき、従前の議論は2つの点で大きな問題を抱えているように思われる。

(2) 第1の問題は、従前の議論が、他国の法状況の一部分のみを紹介したり、判例で問題となった論点のみを個別的に検討したりしたものに過ぎないという点である。

これまでの刑事手続においては、より直接的に公訴事実を証明できる証拠(例えば、被害者・目撃者の供述や被告人の自白など)の得られる事案が多かったため、検察官が悪性格・類似事実による立証を試みることは少なく、この問題に関する議論が深まりを欠いたのも、ある程度やむをえないことかもしれない。

しかし、近時は、犯罪の高度化・巧妙化、国民の権利意識の高まり、被疑者取調べの録音・録画の実施、被疑者段階における弁護権の強化等により、被害者・目撃者の供述や被告人の自白を得ることのできない事案が急増している。そのため、検察官は悪性格・類似事実による立証を積極的に試みるようになり、最高裁もこの問題に関するリーディングケース(最判平成24年9月7日刑集66巻9号907頁、最決平成25年2月20日刑集67巻2号1頁)を出すに至った。

このような実務の変化に鑑みれば、従前のような蝸壺の検討では不十分であり、この問題に関する他国の法状況全体を子細に分析した上で、悪性格・類似事実による立証の許容性基準を包括的に考察する必要性が認められる。

(3) 第2の問題は、従前の議論が、悪性格・類似事実を実質証拠として用いる場合の許容性基準のみに焦点を当ててきたことである。

確かに、従前の判例・裁判例は全てこの許容性基準を問題にしており、これが悪性格・類似事実に関する問題の中で最も重要な論点であると言える。

しかし、近時、導入された公判前整理手続や裁判員制度を考慮すると、実質証拠として用いる場合の許容性基準のみを検討するだけでは不十分だと思われる。

例えば、今後の刑事裁判では、公判前整理手続段階において悪性格・類似事実の立証の

許容性を審査することが増えると予想されるが、そこでいかなる審理を行うべきかという問題は、許容性基準の内容とは独立に検討を要する事柄である。ここでは、公判段階での証明力審理との関係を意識した上で、慎重に考察を進める必要がある。

また、裁判員制度の下での直接主義・口頭主義の充実に鑑みれば(最判平成24年2月13日刑集66巻4号482頁参照)、今後は書面ではなく証人尋問・被告人質問を中心とした立証が行われることになるから、悪性格・類似事実を公訴事実の判断のために用いる方法(実質証拠として用いる方法)だけでなく、証人尋問・被告人質問において証人・被告人の証言・供述の信用性を争うために用いる方法(補助証拠として用いる方法)の可否についても検討が求められる。

さらに、裁判員裁判では、悪性格・類似事実を量刑事情としてのみ用いる場合であっても、公訴事実の判断に対する影響が懸念されるところであり、量刑事情としての悪性格・類似事実の審理方法にも目を向ける必要がある。

2. 研究の目的

(1) 以上のような問題意識の下、本研究で具体的に明らかにしようとすることは、以下の4点である。悪性格・類似事実を実質証拠として用いる場合の一般的な許容性判断基準を提示した上で、立証対象を犯人性、主観的要素、客観的行為という3つに区別し、それぞれの立証が許される場面を具体的に示す。公判前整理手続における悪性格・類似事実による立証の許容性審理のあり方を明らかにする。証人尋問・被告人質問において、悪性格・類似事実を補助証拠として用いるための基準を明確化する。悪性格・類似事実を量刑事情として用いる場合の具体的な審理方法を提案する。

(2) 本研究では、悪性格・類似事実の問題を実質証拠としての許容性という観点のみならず、補助証拠としての利用可能性や許容性審理のあり方、量刑事情としての審理方法など様々な観点から包括的に検討する。このような作業は、悪性格・類似事実に関する従前の議論枠組自体を大きく変容させるものとなると同時に、これまで必ずしも十分に検討されてこなかった証拠法的手続法的側面にも光を当てることになる。

(3) また、その検討過程においては、アメリカ・イギリス・オーストラリア・カナダ・ドイツの計5カ国にわたる比較法的考察を行う。英米法諸国においては、近時、この分野で新たな立法が制定され、指導的な判例も示されているが、その紹介が十分になされているとは言い難く、ドイツにおけるこの問題を検討した研究も皆無である。本研究では、このような比較法検討の不十分さを補うことをも意図している。

3. 研究の方法

(1) 3年の研究期間を半年ごとの6つの期間に区切り、各期に取り組むべき課題を具体的に設定することによって、効率的かつ確実に研究目的を達成できるよう試みた。

また、通常の法学研究においては、日本の問題状況をまとめてから比較法検討に入ることが多いが、本研究は「2. 研究の目的」において記載したとおり、従来の悪性格・類似事実に関する議論枠組自体の変革をも企図しているため、先に比較法検討を行って新たな議論枠組を確立した上で、日本の従来の議論をその中に位置付けるといった研究方法を採用した。私は、平成26年度前半にアメリカ・スタンフォード大学で在外研究をし、平成26年度後半と平成27年度前半はイギリス・ケンブリッジ大学で在外研究をしていたので、この検討順序により、在外研究のメリットを最大限活用することも可能となった。

(2) 平成26年度前半は、アメリカにおける悪性格・類似事実による立証の諸相を包括的に考察し、議論枠組を設定すると共に、実務における悪性格・類似事実の取り扱いをつぶさに検討した。

まず、アメリカにおける証拠規則の代表例とも言える連邦証拠規則(Federal Rules of Evidence)を検討対象とし、悪性格立証(404条(a))と類似事実による立証(404条(b))の共通点・相違点、実質証拠として用いる場合の立証事項(例えば、犯人性・主観的要素・客観的行為)と許容性基準の関係、実質証拠として用いる場合(404~406条)と証人尋問において補助証拠として用いる場合(608~609条)の区別などを考察することにより、悪性格・類似事実に関する議論の枠組を確立し、以後の比較法研究の指針を獲得した。

また、許容性審理のあり方、証人尋問における補助証拠としての用い方、量刑事情としての悪性格・類似事実の審理方法については、実際に連邦及びカリフォルニア州の裁判所に足を運んで、公判前手続や陪審裁判、量刑手続を傍聴し実務の運用を把握すると共に、アメリカ在外研究中という利点を活かして、スタンフォード大学のGeorge Fisher教授やSan Mateo County CourthouseのJonathan Karesh判事に直接質問することにより、その背後にある考え方を考察した。

平成26年度後半は、イギリス2003年刑事司法法制定に至るまでの議論を把握し、制定後の同法に関する判例を理解すると共に、実務における悪性格・類似事実の取り扱いを考察した。

もっとも、イギリス2003年刑事司法法の制定過程については、既にある程度の紹介がなされているので(高平奇恵「イギリスにおける悪性格証拠の許容性に関する予備的考察」九州大学法政研究78巻3号613頁、同「イギリス2003年刑事司法法における悪性

格証拠の許容性」前掲79巻3号549頁参照)、本研究ではオーストラリア法・カナダ法との比較にとって有益と思われる部分に限って、Law Commissionの諮問書(Evidence in Criminal Proceedings: Previous Misconduct of a Defendant (Law Com no.141 1996))及び最終報告書(Evidence of Bad Character in Criminal Proceedings (Law Com no.273 2001))を考察し、検討の重点は同法制定後の判例理論に置くこととした。その際には、イギリスの悪性格立証の分野において最も代表的な文献であるJ.R.Spencer, Evidence of Bad Character (2d ed. 2009)を検討指針として用いた。

アメリカの場合と同様に、実際に裁判所に足を運んで、実務における悪性格・類似事実の取り扱いを把握すると共に、イギリス在外研究中という利点を活かして、上記文献の著者であるJohn Spencer教授や刑事裁判官としての経験も有するNicola Padfield教授に直接質問をし、イギリス法の理解を深めた。

(3) 平成27年度前半は、平成26年度後半で得たイギリス法の知見を踏まえて、カナダ法およびオーストラリア法の独自性及びその根拠を探究した。

まず、カナダ法については、悪性格・類似事実による立証の許容性に関して、イギリス類似の証明力と弊害の比較衡量基準を導入したカナダ連邦最高裁判所のHandy判決(R v Handy [2002] 2 SCR 908)を軸としつつ、同判決の前後の議論状況を、同国において最も定評ある証拠法体系書(Sopinka et al., The Law of Evidence in Canada (3rd ed. 2009))に従って検討した。その上で、Handy判決の提唱した、証明力および弊害を判断する際の具体的な考慮要素の有用性について、イギリス法の立場と比較しつつ考察した。

他方、オーストラリア法については、連邦法域で制定された1995年証拠法がイギリス類似の証明力と弊害の比較衡量基準を採用しながらも、その前提要件として、悪性格・類似事実に対して重要な証拠価値(significant probative value)を要求した点に着目し、この要件が設定されるまでの経緯をオーストラリア法改正委員会の報告書(Australian Law Reform Commission, Evidence (Report 26 (Interim) 1985))で確認すると共に、この要件の意義・実益を同法制定後の判例・学説を通じて考察した。その際には、オーストラリアの証拠法分野において最も代表的な注釈書であるStephen Odgers, Uniform Evidence Law (10th ed. 2012)を検討指針として用いた。

平成27年度後半は、ドイツが悪性格・類似事実に関する問題を(許容性段階ではなく)証明力段階においてどのように規律しているかについて検討することにより、許容性段階での規律を重視する英米法諸国の立場を相対化し、かつ、より深く理解するよう努めた。その際には、同国で最も定評のある証

拋法注釈書(Ulrich Eisenberg, Beweisrecht der StPO(7.Aufl 2011))を検討指針として用いると共に、ベルリン・フランクフルト・ゲッティンゲンの各地方裁判所・区裁判所において参審裁判を傍聴し、現地研究者や法曹関係者に対するインタビューも行った。

さらに、前3期に積み残した課題の補充も行い、比較法研究の総まとめを行った。

(4) 平成28年度前半は、前2年間の比較法研究によって獲得した議論枠組を前提とした上で、近時の最高裁判例(最判平成24年9月7日刑集66巻9号907頁、最決平成25年2月20日刑集67巻2号1頁)や主要な裁判例(例えば、大阪高判平成17年6月28日判タ1192号186頁や東京高判平成20年12月16日判タ1303号57頁)、これまでの学説をその中に位置付け、日本における議論の中で不足している点や修正すべき点を明らかにした。

平成28年度後半は、以上の全ての考察を踏まえて、悪性格・類似事実を実質証拠として用いる場合及び補助証拠として用いる場合の許容性審査基準を提示するとともに、許容性審査手続のあり方や量刑事情として悪性格・類似事実を用いる場合の審理方法について具体的な提案を試みた。その内容は、「4. 研究成果」において詳しく述べる。

4. 研究成果

(1) 本研究の成果は、5カ国の比較法検討によって、悪性格・類似事実による立証に対する各国の態度を明らかにしたこと、「2. 研究の目的」に掲げた4つの検討課題に対する私見を得たことである。

(2) まず、5カ国の悪性格・類似事実による立証に対する態度は、大要、以下のようにまとめることができる。

アメリカでは、人がその性格に従って行動したことを示す目的で性格ないし前科等を立証することは原則として禁じられている(連邦証拠規則404条(a)(1)、同条(b)(1))。しかし、これには一定の例外が存在する上(404条(a)(2)、413条、414条)、上記目的以外の目的で性格ないし前科等を立証することは広く許されていることから(404条(b)(2))、類似事実を実質証拠として利用できる範囲は相当に広い。

また、補助証拠としての利用については、被告人の公判証言を前科によって弾劾する運用が広く行われている一方(609条)、性犯罪被害者の公判証言を過去の性的経歴によって弾劾することは厳しく制限されている(412条)。

なお、実質証拠として用いる場合の許容性審理は、公判前手続で行われることが多いが、補助証拠として用いる場合の許容性審理は、証人尋問中に相手方当事者から異議が出されたことをきっかけとして、裁判官・検察官・弁護人が法廷の脇に集まって陪審に聞こえないように議論するのが通常である。

イギリスでは、2003年刑事司法法により「悪性格立証」が正面から許容された。すなわち、アメリカとは異なり、人がその性格に従って行動したことを示す目的で前科や類似事実を立証することを禁止する規範自体がもはや存在していない。それゆえ、実質証拠として用いる場合も、補助証拠として用いる場合も、前科や類似事実が有する証拠価値の程度と偏見・誤導等の弊害の程度を比較衡量することにより、その許容性が決せられる(同法101条(1)(d)及び同条(3))。そして、証拠価値や弊害の程度を検討する際には、他の証拠の証拠価値の強さ等も考慮されている。

なお、性犯罪被害者の性的経歴については、1999年少年司法・刑事証拠法41~43条により、アメリカと同様に厳しく制限されている。

カナダでは、連邦最高裁判所のHandy判決が、類似事実を実質証拠として利用する場合の許容性判断基準として、イギリス類似の証拠価値と弊害の比較衡量テストを導入した。同判決は、証拠価値を判断する際の具体的考慮要素として、ア類似事実同士の時間の近接性、イ類似の程度、ウ類似事実の発生回数、エ類似事実相互を統合するような特徴の有無、オ類似事実相互の共通性を妨げるような要素の有無を挙げる一方、弊害を判断する際の具体的考慮要素として、陪審が被告人を悪人と決めつけてしまう危険性(moral prejudice)と審理が混乱して陪審が本来の争点を見失ってしまう危険性(reasoning prejudice)を挙げている。

オーストラリアでは、人が特定の行動をする傾向、ないし、特定の主観を持つ傾向があることを証明する目的で類似事実を立証することが、アメリカと同様に禁止されている(Tendency Rule 1995年証拠法97条(1))。

また、2つ以上の出来事の類似性に鑑みて、それらの出来事が偶然発生したとは考えがたいという論拠に基づき、人が特定の行動をした、ないし、特定の主観を持っていたことを証明する目的で類似事実を立証することも禁止されている(Coincidence Rule 98条(1))。

もっとも、類似事実が重要な証拠価値を有し(97条(1)(b)、98条(1)(b))、かつ、その証拠価値が弊害を実質的に凌駕している場合には(101条(2))、2つの禁止ルールの例外に該当し、実質証拠として許容される。

ドイツでは、前科の許容性に関する規律が存在しない上、手続二分が取られていないので、事実認定者はほぼ全ての事件で前科証拠に触れることとなる。同国でも、前科を実質証拠として用いることには慎重であるべきとされているが、証明力の過剰評価を抑制する直接的な規定はなく、前科を用いた第一審の事実認定を控訴審が経験則違反で破棄することを通じて間接的に担保されるにとどまる。

なお、ドイツでは、被告人尋問と証人尋問

が区別されていることもあり、被告人の公判供述を弾劾する目的で前科が用いられることはほとんどない。

(3) 次に、4つの検討課題に対する私見は、以下のとおりである。

実質証拠として用いる場合の許容性判断基準

ア 総論

類似事実は、一般に様々な面で、起訴された犯罪事実を推認させる力（以下、「推認力」という）を有している。

しかし、事実認定者は、類似事実の存在から被告人が同種の犯罪を行う性向があると推認し、そこからさらに、当該犯罪事実も被告人が行ったこと、あるいは、当該犯行の際に被告人が故意を有していたことを推認するという不確実な2段階推認を行いがちであり、かつ、その場合の推認力を過剰評価しがちである（以下、これを「弊害」という）。

そこで、正確な事実認定の確保という証拠法の目的に照らし、悪性格・類似事実による立証は、その推認力が弊害を上回る場合にのみ許されると考える。かかる比較衡量を行う際には、類似事実が何を立証対象とし、いかなる推認過程によってそれを立証しようとしているのか、また、当該推認過程は経験則に照らしてどの程度確実か、について個別に検討する必要がある。

イ 各論

(ア) 犯人性の立証

まず、類似事実が顕著な特徴を有し、かつ、その特徴が証明対象の犯罪事実と相当程度類似しているときは、そのような顕著な特徴を有する犯罪が第三者によって行われる可能性は低いという経験則に基づき、被告人の犯罪性向（悪性格）を介在させることなく、直ちに犯人性を推認することが可能になる。ただし、この場合にも事実認定者が悪性格に基づく推認を行う危険は残るから、その弊害を上回るほどの推認力を基礎づけるような「顕著な特徴」が必要となる。

次に、顕著な特徴を有しない類似事実であっても、それが短期間に多数回行われている場合には、別の形で、犯人性を推認することができる。すなわち、かかる類似事実の集積から被告人の強固な犯罪傾向を認定し、その犯罪傾向が起訴された犯罪事実においても発現したという推認過程である。ここでは、強固な犯罪傾向を有する者は、当該犯罪を行う可能性が高いという経験則を用いる。ただし、いくら強固な犯罪傾向を有する者であっても、あらゆる状況の下でそれを発現させるとは考えにくいから、上記の推認過程が合理的といえるのは、強固な犯罪傾向を発現させる条件となる「一定の状況」が起訴された犯罪事実において認められる場合に限られる。また、この推認過程を総論で述べた確実性の乏しい犯罪性向に基づく2段階推認と区別するためには、その弊害を上回る推認力を基礎づけるような強固な犯罪傾向（他に選択の余

地がないほどに強固に習慣化していること）を認定する必要がある。

ここまで述べた2つの推認過程は、あくまで類似事実から犯人性を推認する過程の典型例に過ぎないから、これらのいずれにも当てはまらないとしても、他の事情を付加することによって推認力を高めることは可能である。例えば、顕著な特徴を有するとまでは言えないとしても、被告人がある程度特徴のある類似犯罪を証明対象の犯罪事実と密接した時間・場所で行っているとすれば、2つの犯行が別人によって行われた可能性は経験則上小さくなるから、この類似事実から犯人性を推認することが不合理とまでは言えない。このような場合は、具体的事案の下で、推認力と弊害の程度を比較衡量し、立証の可否を決することになる。

(イ) 主観的要素の立証

類似事実による主観的要素の立証の例として、犯罪の客観的要素が他の証拠によって認められる事案において、同種前科による詐欺の故意の立証を許容した最高裁判例（最決昭和41年11月22日刑集20巻9号1035頁）がある。しかし、具体的な推認過程を検討することなく、主観的要素の立証であれば一律に許されると解することはできない。この事案では、被告人は寄附金が社会福祉事業に使われるかのような書面と言動を用いて寄附金を集めており、以前に同様の行為により詐欺罪で処罰されていることからして、そのような形で寄附金を集めれば、相手方は錯誤に陥って金銭を交付するであろうこと、つまり、自己の行為が欺罔行為となることを認識していたはずだという形で、詐欺の故意を推認することができ、その推認力が弊害を上回ったと理解すべきである。

(ウ) 客観的行為の立証

類似事実による客観的行為の立証の例として、東京高判平成20年12月16日判タ1303号57頁がある。ここでは、一定の手順に基づく犯行が繰り返されているという事実から、それらが強固な犯行計画に基づくものであることを認定し、その計画に見合う状況が存在する本件においても当該計画に基づいて犯行が行われたという推認がなされている。この推認は(ア)で述べた強固な犯罪傾向に基づく推認に類するものであるから、弊害を上回るほどの強固な犯罪傾向を認定できれば、許容できよう。

許容性審理のあり方

で述べた通り、類似事実による立証の可否は、推認力と弊害の比較衡量で決まる。この判断は、公判手続において類似事実が立証できたことと仮定した場合に、当該事実から要証事実（犯人性、主観的要素、客観的行為）を推認していく過程を具体的に明らかにしたうえで、その推認過程が経験則に照らしてどの程度確実であるか、あるいは、不確実であるかを検討する作業に他ならない。

それゆえ、公判前整理手続において、検察

官と弁護人が推認過程の具体的内容や確実性の程度について主張を戦わせ、裁判官がこの段階で証拠の採否を決することも許されると考える。類似事実に関する証拠自体の信用性を判断するわけではないから、公判段階における証明力判断の先取りではないかとの批判は当たらない。

補助証拠として用いる場合の許容性判断基準

アメリカと異なり、日本では被告人質問において前科による弾劾を行うという運用はほとんど行われていないので、ここでは、性犯罪被害者の証人尋問において性的経歴を用いた弾劾が許容される範囲を論じる。

一般に、性的経歴に関する証拠の推認力は乏しく、むしろ扇情的な情報であるがゆえに事実認定者の偏見・誤導を招く危険が大きいと考えられる。そこで、当該証拠の有する推認力が偏見・誤導等の弊害を上回る場合にのみ、性犯罪被害者の証言の弾劾目的で用いることが許されるべきである。その際には、弾劾対象となっている被害者の証言事項を具体的に特定したうえで、性的経歴がいかなる推認過程によって当該証言の信用性を低下させるのかを具体的に検討する必要がある。

アメリカでは、性的経歴によって、被害者が不一致供述をしたことを立証しようとする場合や被害者に虚偽供述を作出する動機があることを立証しようとする場合などに、弾劾目的での利用が認められている。

量刑事情として用いる場合の審理方法

悪性格・類似事実に関する証拠が、で述べた許容性判断基準に照らして、実質証拠としても補助証拠としても許容されない場合であっても、量刑に関する証拠として採用することはできる。

しかし、事実認定者（特に裁判員）が公判で不用意にそれらの証拠に触れてしまうと、実質証拠ないし補助証拠として違法に利用してしまう危険がある。

そこで、悪性格・類似事実に関する証拠を量刑に関する証拠として採用する場合においても、それらが証明しようとしている具体的な量刑事情が量刑理論に照らしてどのような位置づけを持つか（例えば、犯情として位置づけられるのか、それとも一般情状にとどまるのか）を明らかにしたうえで、その重要性に応じ、適正な量刑判断に必要な範囲に限って証拠採用することが求められる。

公判で証拠調べをする際も、罪体立証とは明確に区別する必要がある。事実認定者がこれらの証拠を実質証拠として用いてしまう危険が特に大きい場合には、区分審理制度の活用や、罪体審理に関する中間評議を終えてから量刑審理に入る工夫なども必要になる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計4件)

成瀬 剛, 量刑と余罪, 刑事訴訟法判例百選(第10版), 査読なし, 2017, 216-219

成瀬 剛, イギリスにおける専門証拠規律の最新動向, 信州大学経法論集, 査読なし, 1号, 2017, 37-54

成瀬 剛, 性犯罪被害者の性的経歴に関する証拠, 法律時報, 査読なし, 88巻11号, 2016, 80-86

成瀬 剛, 被害者等が被害状況等を再現した結果を記録した書面の証拠能力, 平成27年度重要判例解説, 査読なし, 2016, 178-179

〔学会発表〕(計6件)

成瀬 剛, イギリス証拠法における関連性概念の意義, 比較刑訴法研究会, 2016年9月10日, 愛知学院大学名城公園キャンパス(愛知県・名古屋市)

成瀬 剛, 量刑と余罪—東京高判平成27年2月6日を素材として, 刑事訴訟法研究会, 2016年8月6日, 京都大学吉田キャンパス(京都府・京都市)

成瀬 剛, 性犯罪被害者の性的経歴に関する証拠, 日本刑法学会第94回大会, 2016年5月22日, 名古屋大学東山キャンパス(愛知県・名古屋市)

成瀬 剛, アメリカにおける性犯罪被害者の性的行動・傾向の証拠能力, 刑事法研究会, 2016年2月2日, 東京大学本郷キャンパス(東京都・文京区)

成瀬 剛, アメリカにおける悪性格立証—補助証拠として用いる場合, 刑事法研究会, 2015年12月10日, 東京大学本郷キャンパス(東京都・文京区)

成瀬 剛, アメリカにおける悪性格立証—実質証拠として用いる場合, 刑事法研究会, 2015年11月12日, 東京大学本郷キャンパス(東京都・文京区)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

成瀬 剛 (NARUSE, Go)

東京大学・大学院法学政治学研究所・准教授

研究者番号: 90466730